測量、設計等コンサルタント業務の委託契約に係る最低制限価格算出要綱

平成２８年９月２７日

内灘町告示第５８号

（趣旨）

第１条　この要綱は、内灘町財務規則（昭和４０年内灘町規則第４号。以下「財務規則」という。）第６５条第３項の規定による測量、設計等コンサルタント業務に係る委託契約について、最低制限価格の算出方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（最低制限価格の算出方法）

第２条　財務規則第６２条第２項に規定する予定価格が５０万円を超える測量、設計等コンサルタント業務の委託契約に係る最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる業務の種別（当該業務の予定価格算出の基礎とした委託設計書等（以下「委託設計書等」という。）に係る業務の種別をいう。）に応じ、委託設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額に１００分の１０８を乗じて得た額とする。ただし、第１号から**第３号**までに掲げる業務に係る委託契約にあっては、その額が予定価格に１０分の８を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に１０分の８を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の６を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に１０分の６を乗じて得た額とし、**第４号に掲げる業務に係る委託契約にあっては、その額が予定価格に１０分の８・２を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に１０分の８・２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の６を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に１０分の６を乗じて得た額とし、**第５号に掲げる業務に係る委託契約にあっては、その額が予定価格に１０分の８・５を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に１０分の８・５を乗じて得た額とし、予定価格に３分の２を乗じて得た額に満たない場合は３分の２を乗じて得た額とする。

　（１）建設コンサルタント業務（水道施設及び下水道施設含む。）次に掲げる額の合算額

　　　ア　直接人件費の額

　　　イ　直接経費の額

　　　ウ　その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額

　　　エ　一般管理費の額に１０分の４・８を乗じて得た額

　（２）建築（設備）設計業務　次に掲げる額の合算額

　　　ア　直接人件費の額

　　　イ　特別経費の額

　　　ウ　技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額

　　　エ　諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額

　（３）補償コンサルタント業務　次に掲げる額の合算額

　　　ア　直接人件費の額

　　　イ　直接経費の額

　　　ウ　その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額

　　　エ　一般管理費の額に１０分の４・５を乗じて得た額

　（４）測量業務　次に掲げる額の合算額

　　　ア　直接測量費の額

　　　イ　測量調査費の額

　　　ウ　諸経費の額に１０分の４・８を乗じて得た額

　（５）地質調査業務　次に掲げる額の合算額

　　　ア　直接調査費の額

　　　イ　間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額

　　　ウ　解析等調査業務費の額に１０分の８を乗じて得た額

　　　エ　諸経費の額に１０分の**４・８**を乗じて得た額

２　前項の規定にかかわらず、特別な業務については、１０分の８から１０分の６までの範囲内（**同項第４号に係る委託契約にあっては、１０分の８・２から１０分の６までの範囲内、**同項第５号に係る委託契約にあっては、１０分の８・５から３分の２までの範囲内）の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

（落札者の決定等）

第３条　最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を失格とする。この場合において、入札執行者は入札参加者に対して、当該入札者を失格とする旨を告げるものとする。

２　前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者（同価の入札をした者が二人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の９の規定によるくじ引により決定した者）を落札者とする。

（入札参加者への周知）

第４条　最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならいない。

（最低制限価格の公表）

第５条　最低制限価格は、当該業務の契約締結後に閲覧その他の方法により公表するものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

　この告示は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則（平成２９年６月２１日告示第３９号）

この告示は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月１日告示第２９号）

この告示は、平成３１年４月１日から施行する。